

考慮し來りたる結果六大城市中に於ても東京に亞ぎ優遇致し居候につき此の際其の給與を減少せざるまでも努めて能率の増進を計り度く種々苦慮致し候結果先月二十一日より時間制を回數制に改め申候從來の時間制は制度上多少の缺點ありし爲め御承知の通り當に能率の擧がらざるのみならず種々なる弊害をも相生じ候處今回改正したる回數制は電車の運行に要する合理的の標準時間を定め置き乗車勤務したときは其の乗車回數に其の所要の標準時間を乗じて給與の基礎たる勤務時間を算出するの方法に有之候尤も實際の運行に當りては標準時間の十分一以内の早着をなすも標準時間を以て給與し又標準時間の十分一以内の遅着には實際の所要時間を給することに致し居候間事實に於ては給與の件はざる勤勞は全く之を見るを得ざる次第に有之候因て各從業員の給與は決して減少を來すべし筋合には無之斯くて公正なる給與を行ひ延いては能率の増進を見るべき次第に有之候然るに當局從業員の組織せる共和會は前記回數制の採用を快しと致さず先月二十五日共和會の大會を開催し引續き穩かならざる宣傳をなす等誤れる態度相見へ候條當局は從業員に對し深く反省を求め來り居候然るに去る二十二日共和會より提出し來れる嘆願書は前記回數制を廢し舊來の時間制を探られたしとする不當の條項を初め十數項に涉り居候も右は別紙各條項に對する説明の如く財政上其他の理由に依り此際認容し難きものに有之候に付乍遺憾之を容るゝに由なく別紙の如く本日夫々回答致し置候様の次第につき不敢取右實情申上度如斯に御座候

昭和四年六月二十五日

横濱市電氣局長 水田 兵三郎

敬具